

2007年10月4日

各 位

会社名 株式会社三菱ケミカルホールディングス 本店所在地 東京都港区芝四丁目 14番1号 代表者名 取締役社長 小林 喜光 (コード番号 4188 東・大第1部) 問合せ先 広報・IR室長 荒木 寛孝 TEL. (03)6414-4870

2011 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2013 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

株式会社三菱ケミカルホールディングスは、2007 年 10 月 4 日開催の取締役会において、2011 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2013 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下併せて「本新株予約権付社債」という。) 各額面総額 700 億円(オーバーアロットメントに関連して幹事引受会社が追加買取権を全額行使した場合の 100 億円を含む。) 両社債合計額面総額上限 1,400 億円の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、"Good Chemistry for Tomorrow" ~ 人、社会そして地球環境のより良い関係を創るために。 ~ をグループ理念とし、成長とは、変化することによってより企業価値を高めることと位置づけ、新商品開発や新規事業創出の展開に取り組み、持続的成長と安定した事業展開を目指しております。

2005年4月からスタートした3ヵ年の中期経営計画「革進-Phase2」(2006年3月期~2008年3月期)では、成長に軸足をおいた事業ポートフォリオの改革、成長戦略とバランスした財務体質の改善を実施しており、機能商品・ヘルスケア・石油化学の3分野を事業の柱とした選択と集中を一層徹底し、持続的な収益の向上を目指しております。

具体的には、機能商品分野ではOPC・トナー、フラットパネルディスプレイ関連部材、記録メディア、自動車関連部材等の強化や新規事業創出に向けた展開を、ヘルスケア分野ではグローバル創薬企業を目指した国内におけるプレゼンス強化と研究開発費の拡大を、石油化学分野では成長を続けるアジア市場への積極的展開等を図っております。また、グループ経営基盤の強化を図るために、三菱ウェルファーマ株式会社と田辺製薬株式会社の合併による田辺三菱製薬株式会社の発足、三菱樹脂株式会社の完全子会社化と機能材料事業(三菱樹脂株式会社、三菱化学ポリエステルフィルム株式会社、三菱化学産資株式会社、三菱化学エムケ・ブイ株式会社、三菱化学株式会社機能材料事業)の再編・統合の決定等を行っております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

中長期的には、クリーンエネルギー/省エネルギーや長寿高齢化への対応が今後の事業環境の重要な要素となると考えており、光と色のケミストリー、カーボンケミストリー、ポリマーテクノロジー、ライフサイエンス/バイオテクノロジーといった得意とする基盤技術を最大限活用し、「光と色とクリーンエネルギー」、「シックケアからヘルスケアまで」をキーワードに新規事業の創出を加速していきたいと考えております。

このように、当社グループとしては、成長性ある既存事業の強化・拡大と新規事業の創出・育成を積極的に進め、企業価値並びに株式価値の向上を目指しており、今般、戦略的投資と更なる成長へ向けての財務の柔軟性を確保すべく、本新株予約権付社債の発行の決定に至りました。

### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による調達資金につきましては、主として、当社グループの成長性のある既存事業の強化・拡大を目的とした設備投資に 45,000 百万円、投融資資金 15,000 百万円を充当し、また、当社の連結子会社である三菱化学株式会社による三菱樹脂株式会社の株式の公開買付け資金として借り入れた短期借入金の返済に 34,500 百万円を充当する予定であり、残額については、今後の当社グループの新規事業の創出・育成のための投資等の資金需要に対応すべく、当面は有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

## 【本新株予約権付社債を発行するにあたっての狙い】

本新株予約権付社債は、中長期的な金利上昇が予想されるなか、ゼロ・クーポンで発行されるため当面の金利コストの最小化を図りながら資金調達を行うことが可能となります。一方で、時価を上回る水準に転換価額を設定することが可能であり、また、本新株予約権付社債の新株予約権の行使時には保有自己株式による交付を意図しており、自己株式の戦略的活用に資するものと考えております。加えて、ソフト・マンダトリー条項を付すことにより、今後の更なる成長のための資本拡充と現金償還額の圧縮(リファイナンス・リスクの低減)という当社ニーズに対応するものであります。

### \*ソフト・マンダトリー条項について

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社の選択による投資家への事前通知(注1)を行った上で、以下のような株式及び現金の組合せによる交付財産を対価に残存する各本新株予約権付社債の全部を取得する権利(以下、「ソフト・マンダトリー条項」という。)が付与されております。なお、詳細については後記 | 及び の「6.(10) 本新株予約権の取得条項」をご参照下さい。

ソフト・マンダトリー条項が行使された場合の交付財産は、(i) 新株予約権がその時点において有効な転換価額で行使された場合に交付される数の当社普通株式(但し、単元株式に限る。)及び(ii)額面金額相当額から(i)で規定される株式数に株価算定期間中の平均 WMAP(注2)を乗じた値を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)に相当する現金の合計となります。

(注1)通知可能期間は以下の通りとなる見込みですが、今後の取引日の変更に伴い変更される可能性があります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債:2011年7月1日から 同年8月5日まで

2013 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債: 2013 年 7 月 1 日から 同年 8 月 5 日まで

(注2)株価算定期間中の平均 VWAP: 取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間における当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

## . 2011 年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

### 1. 種類

当社が三菱化学株式会社(以下「保証会社」という。)及びUnion Bank of California, N.A.(以下「受託会社」という。)との間で2007年10月22日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債(本 において以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)。

### 2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下「本新株予 約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式(Registered Form)とする。

### 3. 本新株予約権付社債の数量

本新株予約権付社債券の数量は6,000 枚とする。但し、下記12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により本新株予約権付社債が追加発行された場合には、本新株予約権付社債券の数量は最大7,000 枚とする。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券1枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の発行価格(募集価格)

本社債額面金額の103%

### 5. 本社債に関する事項

# (1) 本社債の発行総額(額面金額総額)

600億円及び下記 12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本 新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅 失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債 額面金額合計額の合計額。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

### (2) 各本社債の額面金額

10,000,000 円。なお、上記 3.記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付 社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 各本社債の払込金額

本社債額面金額の100.5%

(4) 本社債の払込期日

2007年10月22日

(5) 本社債の満期償還

2011年10月21日(以下「満期償還日」という。)に本社債額面金額の100%で償還する。

- (6) 本社債の繰上償還
  - (イ) 当社の選択による繰上償還

クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本 の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

130%コールオプション条項による繰上償還

2010年10月22日以降、関連取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日にわたり、各当該取引日に有効な転換価額(下記6.(5)(ハ)及び(ニ)に定める。なお、かかる20連続取引日中に一定の事由により転換価額の調整が行われた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、関連する権利落ち日と基準日(ともに同日を含む。)の間の期間についても転換価額の調整があったものとみなす。)の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を当該20連続取引日の末日から30日以内に行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、当社普通株式又は当社の承継会社等(下記(II)に定義する。)の普通株式(以下「当社株式等」という。)について、関連取引所(以下に定義する。)が営業している日をいい、関連取引所により当社株式等の終値が発表されない日を含まない。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)又は 当社株式等が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社株式等が上場され ている日本国内の主たる取引所をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

### 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 7.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社又は保証会社が支払義務を負う場合においては保証会社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社又は保証会社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を繰上償還日として指定された日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社又は保証会社がかかる義務により追加金の支払をなすこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社又は保証会社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 7.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

### (1) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編行為(以下に定義する。)があった後に当社が、(1)当該組織再編行為の際の適用法 令上(当該法令に関する公的若しくは司法上の解釈をも考慮する。) 承継会社等(以下に定義 する。) に当社の本新株予約権付社債上の義務を承継させるため本新株予約権付社債の要項に 従った措置を講じることができない場合、(2)上記法令上当該措置を講ずることは可能である ものの当社が最善の努力をしても本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に当社の本新 株予約権付社債上の義務を承継させることができない場合、(3)当社の最善の努力にもかかわ らず、当該組織再編行為の日若しくは当該組織再編行為の効力発生日(組織再編行為によって 企図されている組織再編の効力発生日をいう。以下同じ。)の 25 日前の日のいずれか遅い方の 日において、承継会社等の普通株式について日本の金融商品取引所に上場が認められておらず、 かつ、当該効力発生日以前若しくはその直後にかかる上場が認められることの確認が承継会社 等により得られていない場合、又は(4)受託会社に対し、当該組織再編行為の効力発生日若し くはその直後において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当 社が予定していない旨の証明書(理由を問わない。)を当該組織再編行為以前に交付した場合 には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知し た上で、当該通知において指定した繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可とする。) を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

上記償還に適用される償還金額は、下記 6. (5) (川)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該繰上償還時における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、繰上償還日における本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。かかる方式の詳細は、当社取締役社長小林喜光が、取締役会の授権に基づき、下記 6. (5) (川)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編行為」とは、 当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において( )当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)( )資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。)( )会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)又は( )株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又は その他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

### (ハ) 当社株式の上場廃止等による繰上償還

( )金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、( )当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又は何らかの方法で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、かかる上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可とする。)を、本新株予約権付社債の要項に従い上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額をもって繰上償還するものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書又は何らかの方法で公表した場合、かかる組織再編行為が当該取得日から 90 日以内に生じる場合には、本(ロ)に記載の償還義務は負わない。但し、かかる組織再編行為が当該取得日から 90 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 90 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可とする。)を、上記償還金額をもって繰上償還するものとする。

当社が上記(ロ)及び本(ハ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ロ)の手続が適用されるものとする。

### (7) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の要件に従うことを条件として、当社、保証会社及び それぞれの子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(7)において同じ。)は、随時 本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社、保証会社又はそれぞれの子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(保証会社又は子会社が買い入れた場合には、当該保証会社又は子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 6.(8)に基づき行使できなくなることにより消滅する。

## (8) 債務不履行等による強制償還

当社又は保証会社による信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社及び保証会社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。

# (9) 償還の場所

償還場所は、下記(12)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

## (10) 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

(11) 本社債の利息支払の方法及び期限

該当なし

## (12) 本社債の支払代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

### (13) 本社債の担保又は保証

(イ) 本新株予約権付社債には担保は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証

券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

- (1) 保証会社は、本社債の元金及び下記 7.(1)記載の追加支払の義務等につき保証する。
- 6. 本新株予約権に関する事項
  - (1) 発行する本新株予約権の総数

6,000 個及び下記 12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 本新株予約権の割当日

2007年10月22日

- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
  - (イ) 種類

当社普通株式

(1)数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(ハ)及び(ニ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

- (八) 転換価額は、当初、当社取締役社長小林喜光が、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日(いずれも日本時間)に、本新株予約権付社債に関して当社と下記 12.記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の終値の110%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- (二) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

発行又は 1 株当りの発行 既発行 <u>処分株式数 × 又は処分価額</u>

調整後 調整前 株式数 時価

転換価額 - 転換価額 ^ 既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の 時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に 付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約 権付社債の要項に従い適宜調整される。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
  - (1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(5)(川)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2007年11月5日から2011年10月14日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。

但し、(A)当社が上記 5.(6)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合(上記 5.(6)(1) 但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、繰上償還日の東京における 3 営業日前の日における下記 8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B)上記 5.(7)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(C)当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も 2011 年 10 月 14 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、(y)当社が下記(10)記載の取得通知を行った場合は、株式決済通知日(取得通知日(下記(10)に定義する。)の 26 取引日後の日をいう。但し、下記(10)記載の決定日から取得通知日の26 取引日後の日(ともに同日を含む。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分株式決済通知日は延期されるものとし、さらに当該日がロンドンにおける営業日でない場合には翌営業日とする。)から下記(10)記載の取得日(ともに同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(z)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

当社が定める期間 (かかる期間は、30 日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日以前に終了するものとする。) は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(z)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する 30 日以上前に書面により通知するものとする。

### (9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

### (10) 本新株予約権の取得条項

当社は、満期償還日の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含む。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」という。)。但し、債務不履行事由が生じた場合にはこの限りでない。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。但し、当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において関連取引所に上場されていることを条件とする。また、取得通知日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合には、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は自動的に無効となり、上記5.(8)を適用する。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいう。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含む。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとする。

「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」という。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限る。)及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均 VWAP を乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限る。)に相当する現金をいう。

「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいう。

「平均 VWAP」とは、株価算定期間中の VWAP 取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所により VWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所における VWAP の平均値をいう。株価算定期間中に上記(5)(二)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均 VWAP も適宜調整される。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(I) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ) 記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (12) 本新株予約権の行使の効力

下記 8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予 約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻 (日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。

### 7. 特約

## (1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社又は保証会社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

# (2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社及び保証会社は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債の保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は保証会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとし、主要子会社(以下に定義する。)をしてかかる行為をなさしめないものとする。但し、(x)当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合、又は(y)受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券(満期が1年を超えるものに限る。)で、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建でその元本総額の50%超が当社若しくは保証会社により又は当社若しくは保証会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

「主要子会社」とは、保証会社以外の当社の連結子会社であり、当社の直近の連結財務諸表上の売上高に対して当該連結子会社の年次財務諸表における売上高が占める割合が 10%以上であるか、当社の直近の連結財務諸表上の総資産に対して当該連結子会社の年次財務諸表における総資産が占める割合が 10%以上である場合の当該連結子会社をいうものとし、2009 年 3 月末期にかか

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

る連結財務諸表以前については、三菱樹脂株式会社(又はその承継会社)が当社の子会社である 限り、同社を含むものとする。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案について株主への通知と同時に(かかる株主への通知が必要でない場合には、組織再編行為についての提案についての公表後速やかに)通知する。その後可及的速やかに、本新株予約権付社債に関する提案について同様に通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社に組織再編行為が生じた場合、当社はさらに、受託会社及び本新株予約権付社債所持人に対して、同様に、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

当社が組織再編行為を行う場合、( )その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ( )その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編行為にかかる効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日又はその直後において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

- (4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。
  - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権 付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (I) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 6.(5)(二)と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継 会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(ハ)において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ( ) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。
- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は上記(3)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を 交付した日のいずれか遅い日から、上記 6.(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日まで とする。

- (1) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記 6.(9)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項 上記 6. (10) に準じて決定する。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本 準備金に関する事項
  - ( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合

上記(3)及び本(4)に準じて決定する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

### (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

- 8. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラー
  - (1) 新株予約権行使受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(2) カストディアン

Union Bank of California, N.A.

(3) レジストラー

Union Bank of California, N.A.

9. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

10. 準拠法

英国法

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 募集地域及び方法

Mitsubishi UFJ Securities International plc 及び Morgan Stanley & Co. International plc を共同ブックランナー兼幹事引受会社とする総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

なお、幹事引受会社には、2007 年 10 月 11 日 (日本時間)までに当社に通知することにより、本 社債額面金額合計額 100 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

13. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

14. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除さ、米国において同新株予約権付社債の募集又

### 1. 種類

当社が三菱化学株式会社(以下「保証会社」という。)及びUnion Bank of California, N.A.(以下「受託会社」という。)との間で2007年10月22日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債(本 .において以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)。

## 2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下「本新株予 約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式(Registered Form)とする。

# 3. 本新株予約権付社債の数量

本新株予約権付社債券の数量は 6,000 枚とする。但し、下記 12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により本新株予約権付社債が追加発行された場合には、本新株予約権付社債券の数量は最大 7,000 枚とする。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがある。

### 4. 本新株予約権付社債の発行価格(募集価格)

本社債額面金額の102.5%

### 5. 本社債に関する事項

### (1) 本社債の発行総額(額面金額総額)

600億円及び下記 12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額。

### (2) 各本社債の額面金額

10,000,000 円。なお、上記 3.記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付 社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

# (3) 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

# (4) 本社債の払込期日

2007年10月22日

# (5) 本社債の満期償還

2013年 10月 22日(以下「満期償還日」という。)に本社債額面金額の 100%で償還する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券によることを表現して同新株子約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券によることを表現して同新株子約権付社債の募集を

券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

## (6) 本社債の繰上償還

### (イ) 当社の選択による繰上償還

### クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本 の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

# 130%コールオプション条項による繰上償還

2011年10月21日以降、関連取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日にわたり、各当該取引日に有効な転換価額(下記6.(5)(川)及び(二)に定める。なお、かかる20連続取引日中に一定の事由により転換価額の調整が行われた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、関連する権利落ち日と基準日(ともに同日を含む。)の間の期間についても転換価額の調整があったものとみなす。)の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を当該20連続取引日の末日から30日以内に行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、当社普通株式又は当社の承継会社等(下記(口)に定義する。)の普通株式(以下「当社株式等」という。)について、関連取引所(以下に定義する。)が営業している日をいい、関連取引所により当社株式等の終値が発表されない日を含まない。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)又は 当社株式等が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社株式等が上場され ている日本国内の主たる取引所をいう。

# 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 7.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社又は保証会社が支払義務を負う場合においては保証会社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社又は保証会社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を繰上償還日として指定された日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社又は保証 会社がかかる義務により追加金の支払をなすこととなる最初の日の 90 日前の日より前に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

は上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の 額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、各本新株予約権付社債 所持人は、当社に対して当該繰上償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株 予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を 有する。この場合、当社又は保証会社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につ き下記7.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該 本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

### (ロ) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編行為(以下に定義する。)があった後に当社が、(1)当該組織再編行為の際の適用法 令上(当該法令に関する公的若しくは司法上の解釈をも考慮する。) 承継会社等(以下に定義 する。) に当社の本新株予約権付社債上の義務を承継させるため本新株予約権付社債の要項に 従った措置を講じることができない場合、(2)上記法令上当該措置を講ずることは可能である ものの当社が最善の努力をしても本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に当社の本新 株予約権付社債上の義務を承継させることができない場合、(3)当社の最善の努力にもかかわ らず、当該組織再編行為の日若しくは当該組織再編行為の効力発生日(組織再編行為によって 企図されている組織再編の効力発生日をいう。以下同じ。)の25日前の日のいずれか遅い方の 日において、承継会社等の普通株式について日本の金融商品取引所に上場が認められておらず、 かつ、当該効力発生日以前若しくはその直後にかかる上場が認められることの確認が承継会社 等により得られていない場合、又は(4)受託会社に対し、当該組織再編行為の効力発生日若し くはその直後において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当 社が予定していない旨の証明書(理由を問わない。)を当該組織再編行為以前に交付した場合 には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知し た上で、当該通知において指定した繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可とする。) を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記 6. (5) (N)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該繰上償還時における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、繰上償還日における本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。かかる方式の詳細は、当社取締役社長小林喜光が、取締役会の授権に基づき、下記 6. (5) (N)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編行為」とは、 当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において( )当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)( )資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。)( )会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、又は( )株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又は その他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

### (ハ) 当社株式の上場廃止等による繰上償還

( )金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、( )当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又は何らかの方法で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、かかる上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可とする。)を、本新株予約権付社債の要項に従い上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額をもって繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書又は何らかの方法で公表した場合、かかる組織再編行為が当該取得日から 90 日以内に生じる場合には、本(ロ)に記載の償還義務は負わない。但し、かかる組織再編行為が当該取得日から 90 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 90 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可とする。)を、上記償還金額をもって繰上償還するものとする。

当社が上記(I)及び本(I)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(I)の手続が適用されるものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

## (7) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の要件に従うことを条件として、当社、保証会社及び それぞれの子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(7)において同じ。)は、随時 本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社、保証会社又はそれぞれの子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(保証会社又は子会社が買い入れた場合には、当該保証会社又は子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 6.(8)に基づき行使できなくなることにより消滅する。

### (8) 債務不履行等による強制償還

当社又は保証会社による信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社及び保証会社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。

### (9) 償還の場所

償還場所は、下記(12)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(10) 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

(11) 本社債の利息支払の方法及び期限

該当なし

(12) 本社債の支払代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

- (13) 本社債の担保又は保証
  - (イ) 本新株予約権付社債には担保は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
  - (ロ) 保証会社は、本社債の元金及び下記 7.(1)記載の追加支払の義務等につき保証する。
- 6. 本新株予約権に関する事項
  - (1) 発行する本新株予約権の総数

6,000 個及び下記 12.記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本 新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数並びに本新株予約権 付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株 予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又

- (3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 本新株予約権の割当日2007年10月22日
- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
  - (イ) 種類

当社普通株式

(口)数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(ハ)及び(ニ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

- (ハ) 転換価額は、当初、当社取締役社長小林喜光が、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日(いずれも日本時間)に、本新株予約権付社債に関して当社と下記 12.記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の終値の107%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- (二) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
  - (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

(1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

### (7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(5)(川)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

### (8) 本新株予約権を行使することができる期間

2007年11月5日から2013年10月15日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。

但し、(A)当社が上記 5.(6)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合(上記 5.(6)(イ) 但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、繰上償還日の東京における 3 営業日前の日における下記 8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B)上記 5.(7)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(C)当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も 2013 年 10 月 15 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、(y)当社が下記(10)記載の取得通知を行った場合は、株式決済通知日(取得通知日(下記(10)に定義する。)の 26 取引日後の日をいう。但し、下記(10)記載の決定日から取得通知日の26 取引日後の日(ともに同日を含む。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分株式決済通知日は延期されるものとし、さらに当該日がロンドンにおける営業日でない場合には翌営業日とする。)から下記(10)記載の取得日(ともに同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(z)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30 日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14 日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(z)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に書面により通知するものとする。

## (9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

## (10) 本新株予約権の取得条項

当社は、満期償還日の 77 取引日前の日から 53 取引日前の日(ともに同日を含む。)までの間、 本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」という。)。但し、債務不履行事由が生じた場合にはこの限りでない。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。但し、当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において関連取引所に上場されていることを条件とする。また、取得通知日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合には、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は自動的に無効となり、上記 5.(8)を適用する。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいう。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含む。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとする。

「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」という。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限る。)及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均 VWAP を乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限る。)に相当する現金をいう。

「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいう。

「平均 VWAP」とは、株価算定期間中の VWAP 取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所により VWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所における VWAP の平均値をいう。株価算定期間中に上記(5)(二)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均 VWAP も適宜調整される。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (I) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ) 記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 本新株予約権の行使の効力

下記 8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予 約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻 (日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

## 7. 特約

### (1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社又は保証会社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

### (2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社及び保証会社は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債の保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は保証会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとし、主要子会社(以下に定義する。)をしてかかる行為をなさしめないものとする。但し、(x)当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合、又は(y)受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券(満期が 1 年を超えるものに限る。)で、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建でその元本総額の 50%超が当社若しくは保証会社により又は当社若しくは保証会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

「主要子会社」とは、保証会社以外の当社の連結子会社であり、当社の直近の連結財務諸表上の売上高に対して当該連結子会社の年次財務諸表における売上高が占める割合が 10%以上であるか、当社の直近の連結財務諸表上の総資産に対して当該連結子会社の年次財務諸表における総資産が占める割合が 10%以上である場合の当該連結子会社をいうものとし、2009 年 3 月末期にかかる連結財務諸表以前については、三菱樹脂株式会社(又はその承継会社)が当社の子会社である限り、同社を含むものとする。

# (3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案について株主への通知と同時に(かかる株主への通知が必要でない場合には、組織再編行為についての提案についての公表後速やかに)通知する。その後可及的速やかに、本新株予約権付社債に関する提

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

案について同様に通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社に組織再編行為が生じた場合、当社はさらに、受託会社及び本新株予約権付社債所持人に対して、同様に、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

当社が組織再編行為を行う場合、( )その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ( )その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編行為にかかる効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日又はその直後において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

- (4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。
  - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権 付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (I) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- (川) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 6.(5)(二)と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(ハ)において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ( ) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。
- (三) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は上記(3)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を 交付した日のいずれか遅い日から、上記 6.(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日まで とする。

- (1) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記 6.(9)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項 上記 6.(10)に準じて決定する。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本 準備金に関する事項
  - ( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合

上記(3)及び本(4)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数に つき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会 社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未 満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし て現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力 発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証

券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、 当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本 社債の代わりに交付できるものとする。

- 8. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラー
  - (1) 新株予約権行使受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(2) カストディアン

Union Bank of California, N.A.

(3) レジストラー

Union Bank of California, N.A.

9. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

10. 準拠法

英国法

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 募集地域及び方法

Morgan Stanley & Co. International plc 及び Mitsubishi UFJ Securities International plc を共同ブックランナー兼幹事引受会社とする総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

なお、幹事引受会社には、2007 年 10 月 11 日 (日本時間)までに当社に通知することにより、本 社債額面金額合計額 100 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

13. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

14. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

### 【ご参考】

### 1.資金使途

### (1) 今回調達資金の使途

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付新株予約権付社債及び2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債の手取金については、主として、当社グループの成長性のある既存事業の強化・拡大を目的とした設備投資に45,000百万円、投融資資金15,000百万円を充当し、また、当社の連結子会社である三菱化学株式会社による三菱樹脂株式会社の株式の公開買付け資金として借り入れた短期借入金の返済に34,500百万円を充当する予定であり、残額については、今後の当社グループの新規事業の創出・育成のための投資等の資金需要に対応すべく、当面は有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

# (2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3)業績に与える見通し

本転換社債型新株予約権付社債の調達資金を有利子負債の返済資金へ充当することにより金融収支 の改善が見込まれます。また、株式への転換による株主資本の充実を通じた財務体質の強化につなが るものと考えております。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当額の決定に当りましては、連結業績に応じて行うことを基本としつつ、株主への利益還元、中長期的な安定配当、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案しております。

2007 年 3 月期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、 1 株につき 7 円といたしました。なお、年間の配当金は、先に実施しました中間配当金 7 円と合わせて、1 株につき 14 円となりました。

### (2)配当決定に当たっての考え方

上記(1)の基本方針に基づき、中期的な業績見通しや経済情勢等を総合的に勘案し決定いたします。

# (3)内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の設備投資及び投融資等に充当して参ります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に其づいて同新株予約権付社債の登集を行うなり、米国において同新株予約権付社債の登集を

券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

## (4)過去3決算期間の配当状況等(連結)

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期
1 株当たり当期純利益		69.51 円	73.25 円
1 株当たり年間配当金		8円	14 円
(1株当たり年間配当金)		( )	(7)
実績配当性向		11.5%	19.1%
自己資本当期純利益率		15.5%	14.7%
純 資 産 配 当 率		2.3%	2.8%

- (注)1. 当社は、2005年10月3日付株式移転により新たに共同持株会社として設立されましたので、それ以前の配当状況等については該当事項はありません。
  - 2. 2006年3月期の連結財務諸表は、完全子会社となった三菱化学株式会社の中間連結財務諸表を引き継いで作成しております。
  - 3. 自己資本当期純利益率は、2006年3月期については、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であり、2007年3月期については、当該決算期の当期純利益を自己資本((期首の純資産の部合計から期首の新株予約権及び少数株主持分を控除した数値)と(期末の純資産の部合計から期末の新株予約権及び少数株主持分を控除した数値)の平均)で除した数値であります。
  - 4. 純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首の1株当たり純資産と期末の1株当たり純資産の平均)で除した数値であります。

### 3. その他

(1)潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期
始	値		811 円	730 円	998 円
高	値		824 円	1,024 円	1,190円
安	値		670 円	657 円	922 円
終	値		726 円	1,003 円	1,041 円
株価	収益率		10.4 倍	13.7 倍	

- (注)1. 当社は、2005年10月1日付をもって株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に 上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
  - 2. 2008年3月期については、2007年10月3日現在で表示しております。
  - 3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除して 算出しております。

## (3) その他

該当事項はありません。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。